

様式第4号（第9条関係）

同意書兼誓約書

誇れる郷土・かしはら応援寄附金事業参加及び返礼品の登録にあたり、誇れる郷土・かしはら
応援寄附金事業実施要綱の別表（第4条関係）の同意誓約事項について同意及び誓約します。

（宛先） 榎原市長

年 月 日

（同意者・誓約者） 住所又は所在地 _____

氏名又は法人名 _____

代表者役職名及び氏名 _____

(参考)

誇れる郷土・かしはら応援寄附金事業実施要綱

別表（第4条関係）

同意誓約事項の一覧

- 1 申請・届出書類の記載事項及び添付書類の内容について一切の嘘偽りがないこと。
- 2 この要綱に基づく審査等の必要がある場合において、市が関係機関等に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供又は報告を求めること及び当該調査又は報告の要求時に関係機関等が市の求めに応じることについて同意すること。
- 3 この要綱の内容が変更された場合は、市からの変更後の内容の通知をもって、変更後の内容にも同意誓約すること。
- 4 提供する返礼品については、地方税法第37条の2第2項及び同法第314条の7第2項に規定する基準を満たしていること等、第3条の規定に沿うものであることに相違ないこと。
- 5 業務上知り得た個人情報等については、返礼品の提供業務以外に使用しないこと。
- 6 登録を受けた返礼品の生産、製造について適正な品質管理体制を整備するとともに、寄附者に対して安全と信頼の確保に努めること。
- 7 審査において参加資格や返礼品要件を満たしていないと判断された場合並びに第17条及び第18条の規定に基づき返礼品の登録や事業の参加の承認取消しが妥当と判断された場合であっても、一切の異議は申し立てないこと。
- 8 賞味期限が出荷日の翌日から4日未満の場合は、配達希望日等、寄附者の希望に応じ提供を行えるよう努めること。
- 9 食品を返礼品として提供する場合は、この要綱や食品表示法において遵守すべき事項が記載された書類の整備・保存を行うこと。
- 10 市が実地調査や確認等を求める場合にはこれに応じること。
- 11 その他、事業の実施においてこの要綱及び関係法令を遵守すること。